

広島県告示第八百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第五十一条第一項の規定によって、次の指定施術者から指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	小谷 誠
住所	呉市焼山中央二丁目一〇番二号
業務の種類	柔道整復
辞退年月日	平成二十二年四月三〇日